

悪臭の発生で藤沢市堆肥化センターの事業中止に 追い込まれた責任は誰が負うのか

—P F I 事業参加企業・関係機関に応分の負担を求めよ—

2012-9 藤沢市政を考える市民の会

①、9月5日、藤沢市有機資源再生センターの運営問題に付いての議員全員協議会が開かれ、市当局より事業中止の方向が示された。

当会は、先に「堆肥化センターの悪臭問題・存続問題についての提言 堆肥化システムそのものの見直し・改善が先決ではないか」なる文書を、担当部門である農業水産課に提出し、悪臭発生の原因と対策について意見を申し入れた。基本的な論点は、再生センターの施設の技術的な問題を掘り下げ、悪臭発生問題を検討して欲しいという事である。しかるに今回報告された市の方針には、悪臭発生の技術的原因については何ら触れられず、本格的な脱臭装置の設置には莫大に負担がかかる、設置しても完全な悪臭除去は困難であるから、事業中止を判断したというものである。

②、当会の先の提言は、悪臭の発生の原因は、再生センターの堆肥化方式に問題があるから、その方式を改善すれば悪臭の発生は抑えられると提言したものである。すなわち「悪臭発生の最大の原因は、発酵原理が好気性発酵で在りながら建物構造が外気と遮断する密閉性施設となっている点にあると言える。現施設は、臭気が外に漏れる事を避けるため密閉建物とし、発酵に不可欠な空気を、施設内の空気を循環使用させるだけで外から新鮮空気の取り入れ無いため、不完全発酵が起これ悪臭が建物内にこもるためと言える。この点を改善すれば、悪臭の発生は抑えられる」と指摘したものである。

しかしながら、市の報告には、悪臭発生原因についても何ら触れられず、脱臭装置の導入には多額の費用がかかる事業の中止を決断したというものである。原因を究明せず、結果だけで判断するのは、極めて危険であり、藤沢市が一切の結果責任を負わねばならない羽目になってしまうことになる。施設を中止するためには12億円という多額の費用を市民の税金で負担してゆかねばならないことになる。以下事業中止に係わる問題点を列記して見たい

③、P F I 方式で本施設を設置した「奥村組」などに悪臭発生の責任は無いのか

本施設をP F I 方式で受注したのは、数ある企業グループの中から、奥村組を中心とした「藤沢エコグループ」であった。特に同グループが選定された理由としては、「堆肥の品質が良い」、「環境への配慮が良い」、「販売悪化時の対応策が確立している」、等々の点が上げられていた。悪臭防止は最初から問題にされていた問題であるが同グループは建屋を密

閉型とする事で臭気は外に漏らさない事をセールスポイントとして受注した。しかるに密閉型とすることで堆肥化発酵が十分行われず、濃厚な臭気が予定していた脱臭装置では脱臭できず臭気が外部に漏出した。しかも、悪臭発生問題は、施設稼働当初から起こっていた問題であり、今回急に起こった問題ではない。しかるに、同グループは稼働開始3年後の平成21年、経営悪化を理由に、撤退してしまったのである。その後事業主体が横須賀造園に移ったが、悪臭発生が止まらず今回の事故となったものである。悪臭発生が事業主体が変更してから起こったというならいざ知らず、稼働当初から起こっていた問題だと言うことは、基本設計に問題があり、施設を作ったメーカーに責任があると言わなければならない。PFI契約では施設の欠陥についてのメーカー責任がどのようにふれられているかは不明であるが、施設の中止まで追い込まれたメーカー責任を不問に臥すべきではない。藤沢市の事業中止方針には、このことが全く触れられていないのは問題である。

④、メーカーは、何故施設の手直し工事ができないのか。

悪臭発生の原因は、市の報告では「脱臭設備の能力が不足している」とか、「生ゴミが沢山入ってきたから」とか、施設の扉やシャッターを開けたまま作業をしていたため等々をあげているが、根本原因は、本施設を作った奥村組など「好気性発酵で在りながら施設が密閉型としたため悪性発酵が起こる」というメーカーの基本設計に問題があることは、関係者は承知しているのに、全く施設の手直し・改造工事が行われてこなかった事によるものである。何故改造工事が行われなかったのか、との疑問に対し、国の補助金事業であるためとの事であるが、全く改造工事ができない事になっているためなのか、あるいは基本設計を1から見直して国の了解を取らなければならないためなのか、定かではないが、この点の解明が無い限り藤沢市の税金と負担で事業を止めるというのは、市民の納得ゆくところではない。本来、当初契約で奥村組などの「良質の製品ができる施設、臭気の発生しない施設」とのギャランティーはメーカーが負うべきであり、それができず、市が事業の中止を余儀なくされる場合は、彼らにその損害賠償を求めるべきである。

⑤、国の補助金の返済問題について

市の事業中止方針の中で、本施設の設置に当たって農水省より5億円の補助金の交付を受けており、途中で事業を止める場合は補助金の返済が求められるとの事である。平成33年までの15年間の補助事業を途中で止めるわけだから、どのくらい返済しなければならないのかは定かではないが、多額の返済が求められるものと思われる。しかし、この問題についても、市の稼働上の不手際で止めるというならいざ知らず、原料も当初と変わらず、マニュアル通りの運転で悪臭発生が止まらないため中止せざるを得なくなったのは、市の責任では無く施設施工メーカーの責任によるものと言わなければならない。藤沢市は、こうした畜産のふん尿施設をもともとやっていたわけでは無く、国や県の指導の下に施設を設置したものである。こうした施設の技術上の適否については国が認定したもので在り、その施設の不具合の責任の一端は国も応分の負担を負うべき立場にあると言える。補助金の返済問題については、こうした点を国や県に対してもハッキリともの申すべきである。